

令和6年度
文京区基本構想推進区民協議会
基本政策2
「健康で安心な生活基盤の整備」第1回

時：令和6年10月18日（金）

18時30分～20時31分

場所：シビックセンター24階

区議会第1委員会室

文京区企画政策部企画課

第 1 回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」	会	長	辻	琢也
	委	員	柴	崎清恵
	委	員	白	土正介
	委	員	石	樵さゆり
	委	員	因	幡公平
	委	員	武	長信亮
	委	員	吉	正健太郎
	委	員	高	岡正

「幹事」	企	画	政	策	部	長	新	名	幸	男						
	福	祉	部	長	鈴	木	裕	佳								
	地	域	包	括	ケ	ア	推	進	担	当	部	長	矢	島	孝	幸
	企	画	政	策	部	企	画	課	長	横	山	尚	人			

「関係課長」	福	祉	政	策	課	長	木	村	健							
	高	齢	福	祉	課	長	瀬	尾	かおり							
	地	域	包	括	ケ	ア	推	進	担	当	課	長	木	内	恵	美
	生	活	福	祉	課	長	渡	部	雅	弘						
	介	護	保	険	課	長	佐	々	木	健	至					

○**社会長** それでは、早速ですけど、令和6年度第1回文京区基本構想推進区民協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、基本政策2、健康で安心な生活基盤の整備の部会の1回目ということになります。

それでは、初めに、委員の出欠状況や配付資料等につきまして事務局から説明をお願いします。

○**横山企画課長** それでは、委員の出欠状況等についてご報告いたします。本日の委員の皆さんにつきましては全員出席をいただいております。ありがとうございます。

続きまして、幹事の出欠状況についてご報告いたします。協議会につきまして出席する幹事については、審議の内容に関係のある部長に出席をいただいております。

ご紹介いたします。鈴木福祉部長でございます。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

○**横山企画課長** 矢島地域包括ケア推進担当部長です。

○**矢島地域包括ケア推進担当部長** 矢島でございます。よろしくお願いいたします。

○**横山企画課長** また、その後ろに座ってございますけれども、そのほか関係する課長にも出席をいただいております。個別の紹介は省略させていただきます。

続きまして、本日の資料についてご説明いたします。

本日使用する資料につきましては、まず「文の京」総合戦略の冊子です。オレンジ色の冊子がございます。そちらの冊子と、あと資料第5号としまして、「文の京」総合戦略進行管理、令和6年度戦略点検シートという、厚い印刷したものがございます。そちらをご用意ください。

また、本日席上に配付してございますが、次第と、それから本日の座席表、また、前回、全体会でもお伝えしましたが、最終的にいろいろなご意見、なかなかお時間がなくて聞けなかったというような場合もございますので、そういった場合にご記入いただく意見記入用紙、こちらのほうを席上に置かせていただいております。

何か資料等で過不足がございましたら、事務局のほうまでご連絡をいただけますようお願いいたします。

資料等についてのご説明は以上です。

○**社会長** それでは、主要課題についての審議に入ります。

本部会は、主要課題の番号で言いますと15から29、これを2回に分けて審議を行っていくこととなります。そのうち本日は主要課題のうちの15から21まで、主に福祉と言われる分野になりますが、ここのことの審議をします。残りの22から29、これが障害、それから健康分野のものになりますが、これについては第2回で審議いたします。また、行財政分野につきましても第2回の協議会で審議をする予定になっています。

本日、終了予定時刻はおよそ8時半を予定しております。大きく主要課題を二つのパートに分けて説明して質疑応答しますので、おおむね1パート説明して意見交換をして大体1時間、それ

を2回繰り返すというイメージになります。説明者の皆さんにおかれましても説明の際には時間管理にご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

それでは、まず主要課題の15から18までについて関係の部長から説明をします。説明を聞いていただく際には、先ほどの資料第5号「令和6年度戦略点検シート」をご覧ください。

それでは、関係の部長、説明をお願いします。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 それでは、地域包括ケア推進担当部長、矢島でございます。ご説明をさせていただきます。

戦略点検シートとしては54ページからの部分になります。また、総合戦略本章のほうで言いますと70ページからの部分になります。併せてご覧いただきながら、ご説明を聞いていただければというふうに思います。

まず、主要課題15でございます。地域共生社会というところでございます。

地域共生社会、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会ということになります。血縁や地縁による共同体機能が脆弱化する中で、複合化・複雑化した課題を抱える方も含め区民同士、あるいは団体、企業などによる包括的、重層的な支え合いの機能を強化していくということが重要になります。令和3年、2021年4月の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法として重層的支援体制整備事業を規定したところでございます。区といたしましては、来年度の本格実施に向けて準備を重ねてきているという状況になります。

それでは、具体的な成果と方向性というところでございます。

文京区版ひきこもり総合対策におきましては、ひきこもりアウトリーチサポーター養成研修を実施いたしまして、地域の方が支援の担い手として登録する仕組みを進めてまいりました。今後、多様な地域の支援者及び理解者を増加させていく必要がございます。

また、中高年のひきこもり当事者からの相談割合が低い傾向となっておりまして、相談支援に関する効果的な情報発信や啓発活動などを強化していく必要がございます。そのため、今年度、国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用いたしまして、8050問題に関する調査事業及び広報事業を展開しているところでございます。

次に、ヤングケアラー支援に関してでございます。

支援事例といたしましては、要保護児童対策地域協議会の枠組みで支援検討会を開催いたしました。関係機関の連携による本人、家族の支援を行ってございます。また、今後はヤングケアラーコーディネーターを子ども家庭部に配置するなど予防的支援に力を入れるとともに、教育委員会のスクールソーシャルワーカーや総合相談室においては、さらにきめ細かな相談支援を実施していくというところでございます。

なお、本年6月施行の子ども・若者育成支援推進法改正によりまして、家族の介護、その他日

常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として、国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記したところでございまして、今後さらに適切な支援体制を構築していく必要がございます。

次に、重層的支援体制整備事業でございますが、これまで相談窓口を持つ各所管課及び社会福祉協議会による会議体を設置いたしまして、重層的支援体制整備事業における相談支援の体制整備を進めてきたところでございます。現在、来年度の本格実施に向け、複雑化・複合化した事例に対して多機関が共同して対応できるよう、関係する外部の支援機関、団体と会議体などにより準備を進めている状況でございます。

次に、主要課題の16でございます。在宅医療・介護連携の推進となります。

本区の高齢者は現在4万4,000人でございます。2040年には6万人、2060年には7万人になると推計される中で、半数以上の方が自宅で終末期を迎えたいというふうに考えてございます。在宅での医療や介護を希望する方が希望するサービスを受けられるように、医療と介護の連携体制を強化していくということが必要になっております。

それでは、昨年度の事業の成果と今後の方向性というところでございます。

昨年は、東京大学高齢社会総合研究機構と連携して24時間在宅ケア体制の構築に向けた検討を行い、「文京区における24時間在宅ケアビジョン」をまとめたところでございます。また、ACP、アドバンス・ケア・プランニングとは、将来の変化に備えて、将来の医療及びケアについて、本人を主体にそのご家族や近い人、医療、ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のことでございますけれども、退院支援ガイドブックの中にACPの内容を加えるなど啓発を充実させてきたところでございます。今年度は、24時間在宅ケアビジョンを踏まえて、東京大学GNRC、グローバルナースングリサーチセンターが目白台の東大分院跡で予定している東大看護目白台プロジェクトを踏まえて、また、在宅医療検討部会にワーキンググループをつくりまして、将来的に他圏域に横展開していくことを見据えて、大塚圏域における地域住民の24時間在宅ケア体制の実現に向けた方策について意見交換を開始しているところでございます。

引き続き、在宅医療検討部会等での議論を通じ多職種間で顔の見える関係づくりを推進し、みとりまでを見据えた切れ目ない在宅療養体制の構築を目指してまいります。

続きまして、主要課題の17、認知症施策の推進でございます。

認知症高齢者の割合は、85歳で4割、90歳で6割とされています。認知症は特別なことではなく、誰にでも発症する可能性があり、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会をつくり上げていく必要がございます。区では、認知症施策の先進自治体として国会議員や他の自治体の職員や議員から多くの視察を受けている状況で、様々な施策を展開しているところでございます。

昨年度の主な拡充した事業といたしましては、認知症サポーターステップアップ講座を実践的

なプログラムに再構築し、地域で活動する認知症サポーターを育成するとともに、隊員による認知症関連事業のボランティアに係る情報を発信いたしました。また、認知症本人交流会を試行的に実施し、その内容を認知症カフェの活動に反映させました。さらに、2名の認知症サポーターが社会福祉協議会のいきいきサポート事業に登録し、高齢者等の家事援助等ボランティア活動に従事したところです。

また、区内の医師会や区内の製薬会社であるエーザイさんとの共同により行っている認知症検診事業では、PFS、成果連動型民間委託契約方式を活用しセルフチェック実施者数やフォローアッププログラムへの参加者に効果を上げました。

今後は、昨年6月に成立いたしました認知症基本法等を踏まえまして、令和9年、2027年からの第10期高齢者介護保険事業計画の策定に合わせて区としても認知症政策推進計画の策定を予定しております。今後も引き続き、新しい認知症観など正しい理解の促進や、本人、家族が孤立しないためのつながりづくりを進めてまいります。

最後に、主要課題の18でございます。フレイル予防及び介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進というところでございます。

主に、元気高齢者に向けてフレイル予防や健康寿命の延伸、社会参加の促進などを行う項目となります。昨年度の取組でございますけれども、「文の京」介護予防体操の動画を更新いたしまして、様々な世代の視聴者に向けて体操の表現や字幕を見直ししてございます。

フレイル予防プロジェクトにつきましては、いきいきシニアの集いなどのイベントの場を活用した普及啓発にも努めました。

また、サポーター養成講座を行いまして、新たに16人のフレイルサポーターが加わっております。

シルバー人材センターの会員による介護施設お助け隊は過去最大の実績となりました。就労機会の創出、高齢者の社会参加、介護基盤の安定と、複数の効果に結びついているところです。

長寿ふれあい食堂につきましては、2か所の補助を開始し、食を通じた地域とのつながる機会となりました。

年代や個人により志向は様々でございます。今後とも、就労、趣味、ボランティアなど地域等で様々な活動が推進されることを支援し、リスクの高い方には個別のフォローを実施してまいります。フレイル予防で掲げている三つの柱、栄養、運動、社会参加、地域全体の健康寿命の延伸を図り元気高齢者を応援してまいります。

ご説明は以上でございます。

○社会長 ありがとうございました。

それでは、主要課題、ただいまの15から18までについて、皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。発言される際には、挙手の上、議事録を取る関係で発言の前にお名前を言っていただいて、お手元のマイクのスイッチをオンにしてご発言ください。発言後はマイクのスイ

ッチをオフにさせていただきます。皆さん、いかがでしょうか。

せっかくですから、どうせ皆さんに一言は必ず言っていただこうかと思っていますので、誰が最初という話だけなんですけど。

それじゃあ、石樵委員、お願いします。

○石樵委員 社会福祉協議会の石樵でございます。よろしくお願いいたします。

私は、主要課題15番、戦略点検シートの55ページの下のところ、成果と課題のところの最後に書いてあります包括的な支援体制の強化について、少し意見というか、お願いも含めてお伝えしたいと思っています。

今年度、この相談窓口を持つ所管課と私ども社会福祉協議会による会議体を新設させていただきました。社協としましては、重層の始まりに伴いまして、地域住民に非常に近い団体として地域の資源づくり事業ですとか参加支援事業に連携・協力していきたいと思っております。今回この会議体を通して、事業区の所管課と事業について情報交換をさせていただいたり、よりよい事業に向けて意見交換できたことは非常に有意義だったと感じております。いよいよ来年度、事業が開始されますけれども、具体の住民への支援が始まりますと、改めて関係機関で事業スキームの共有ですとか、その改善に向けて協議していくという場が必要になっていくかなと思っています。課題感を丁寧に同期していけるような、そんな場を引き続き継続して設けていただきたいと思いますと思うんですが、そのような機会は今後どのようにお願いしていくことができるでしょうか。お伺いしたいと思います。

○社会長 じゃあ、事務局、お願いします。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村でございます。

重層的支援体制整備事業におきましては、やはり区だけじゃなく地域の方々にも助けをいただくというところが大きなところでございまして、委員ももうご存じのとおり、今この会議を進めているというところがまず第一歩で、これが終わりというわけではなく、これを継続的につないでいって、その中の今起きている課題もそうですけど、今後どうしていくかも含めて協力関係をずっとつくっていかれたらと思っています。その中で言えば、私ども福祉政策課のほうが重層的支援体制整備事業においては中心になってまいりますので、区の福祉政策課だけじゃなくほかの部門も含めて、また地域の方々と共にそういった体制を築けるように、引き続き、会議体だけでなく通常の中からのコミュニケーションもとっていきたいと思っております。

○石樵委員 ありがとうございます。

非常に多くの機関が期待している事業だと思うんですけど、その分、何らか期待感の違いみたいなものが立ち位置によって生じてくるかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○社会長 それでは、その他いかがでしょうか。

それでは、柴崎委員、お願いします。

○柴崎委員 民生委員の柴崎です。基本的なことで。多機能な居場所活動の推進事業、55ペー

ジの67番があるんですが、居場所はいろんなところにあります、多機能な居場所が8か所とありますが具体的にはどこにあるものを指しているのか、私には分かりにくかったので教えていただきたいと思います。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**木村福祉政策課長** 福祉政策課長の木村でございます。

この多機能な居場所につきましては、通称「つどい〜の」と言われている場所でございます、例えば富坂地区でいえば「風のやすみば」、また富坂地区はもう一個「氷川下つゆくさ荘」、また富坂のほうになりますけど「ぶんたねこいしか和」、また大塚地区のほうでは「こびなたぼっこ」、また「かづき屋」、本富士地区のほうでは「Reなでしこ元町」、駒込地区のほうでは「こまじいのうち」、また「坂下テラス」、「動坂テラス」、こちらは同じ運営母体がやっておりますので、この8か所ということになります。

○**柴崎委員** ありがとうございます。そうすると、ほとんど社協さんが関わっているところのよな気がします。

それで、今度、東大の分院の跡地にできます東大の看護学科がつくられている建物の1階に大きなスペースができるので、説明会のときに私は参加したんですが、そこにそういう多機能な居場所をつくってほしいという願いもしたので、できれば区のほうからもそこにお声がけをいただけるとありがたいと思っております。

○**社会長** 事務局、いかがですか。

○**矢島地域包括ケア推進担当部長** 地域包括ケア推進担当部長でございます。

居場所は非常にいろんなものがあって、石樵委員が多分一番詳しくご説明ができるのかなというふうには思うんですが、この多機能な居場所や、それからあんしん相談センターや生活あんしん支援拠点、それから今回GNRCが行っている暮らしの保健室のようなもの、非常に似通った機能を持っているんですね、世代を超えてごちゃ混ぜの場をつくろうと。

ただ、ベースになるもともとのお金の出所だとかというのがそれぞれ違うというところで、その中で名前が若干違うという状況でございます。その辺りはあまり意識されずに、いろんな方が集える場所だというふうに思っただけであればいいのかなと思います。

ただ、その中でやはりベースがございますので、そこに専門職のどういう方がいたりということもそれぞれ違いがありますし、例えば子ども食堂をやっていたりとか、あるいは大人食堂というか高齢者向けの交流の場があったりとか、あと、いろんなプログラム、それも地域ごとに様々なものを地域の皆さんがつくり上げているものがありますので、そういった特徴を皆さんで捉えていただいて参加していただくということを目指しているというもので、これがまさに地域包括ケアというところでございます。

○**社会長** それでは、吉正委員、お願いします。

○**吉正委員** 吉正です。よろしく申し上げます。18番のフレイルのところでご質問させていた

できればなと思っています。

65ページのところに年代ごとのニーズという話があって、フレイル予防、介護という観点で、多分20代とかは「フレイル、何」みたいな世界で、あんまりないのかなと思うんですけど、一方で、ちょうど私の40代ぐらいになってくると実は多分この辺から考え始めなきゃいけないところがあるんだろうなというところで、でも具体的に文京区で40代にフレイル予防・介護というところに何か周知があったというイメージがなくて、なのでその辺で、40代とかぐらいの本当に入り口で気をつけたほうがいいよという人たちに文京区としてどういうアプローチを考えられているかを伺えるとうれしいなと思っております。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木内地域包括ケア推進担当課長** 地域包括ケア推進担当課長、木内です。

確かに40代、50代の方向けのフレイル予防というところでは私も情報としては少ないかなと思うんですけども、フレイル予防だけではなくて、今、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という国の動きがございまして、限りなく中年期からの生活習慣病予防が後々のフレイル予防につながっていくという考え方になっていますので、40代、50代の方に向けてはフレイル予防というよりはまずは生活習慣病を予防していく、よい生活を送っていただくというふうなアプローチが強く出されているかなというふうに思います。

○**瀬尾高齢福祉課長** 高齢福祉課長です。

まさに「ミドルシニア」という名称で文京区はその方々に取組をしているんですけども、フレイル予防そのものが保健的な健康的な部門と、あと、運動、栄養と社会参加という三本柱なので社会参加の面での取組として冊子を作っていて、実はその冊子自体もミドルシニアの方々がご自分たちで作るというもので、地域の活動ですとか、こういった取組をしているのか、ボランティアも含めてご紹介をしている冊子がございます。これを年代が来た方に全部一斉に送付しております、その中に1ページはそのフレイル予防についてもページを作っております。それで、実際に来ていただく方は、お忙しい時代なので難しいんですけども、ちょっとでもそういったところで目を留めていただければいいなと思っています。これからも課題だと思っております。

○**社会長** よろしいですかね。

その他いかがでしょうか。

それでは因幡委員。

○**因幡委員** 公募の因幡と申します。よろしく申し上げます。

総合戦略の点検シートの55ページにお話が戻るんですけども、ここで先ほど話題にも出ました成果や課題のところでは中高年のひきこもり当事者からの相談の割合が低いということが書いてあって、それに対しまして今後普及啓発活動などを充実させていくようなことが書かれておりました。素朴な疑問としまして、単純に相談全体の数から見た割合が低いのか、それとも、去年

の議事録を見ていると大体全国で146万人中、割り戻すと文京区内で2,300人ほどひきこもりの方がおられるということなので、その中で中高年のひきこもり当事者の実数というのがどれぐらいあるのかということと、あと、なぜこの属性の方々の相談の割合が低いのかということ、何か分析しておられるところがあればお伺いしたいと思います。

以上です。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**渡部生活福祉課長** 生活福祉課長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ひきこもりのいわゆる8050問題の方々の世代の相談が少ないということでございますけれども、令和2年度から、文京区のほうでは15歳以上、高校生世代以上の方々の年齢を撤廃しましたひきこもりの総合対策を行っております。その中で今まで蓄積されました相談件数のほうを見ますと、例えば令和5年度になるんですけれども、10代は16%、20代が25%、30代11%、40代18%に対しまして、50代14%と60代が9%というところになってございます。こういったデータの蓄積から、50代、60代の方、50代以上の方の相談が少ないという傾向が出ているというところで把握したものでございます。

なお、先ほど委員のほうから2,300人程度、文京区のほうではひきこもりの推計が出てということですが、年齢を細かいところまで分析していくことはなかなか困難なところで、そちらのほうの把握はしていないところではございます。

50代、60代の方々の相談が少ない理由といたしましては、当事者の方々になかなか直接聞くことはできないんですけれども、これまでの相談の実績、中身等から推測するに当たりますと、若い方というのはやはり勤労意欲がまだあるというところで何とか自分でも社会復帰をしたいというような方もいらっしゃいますし、あと、その親世代の方々についても、まだこれから先の長い人生の中でずっとひきこもりというのはやはりよろしくないということで相談を積極的に行われているという方がいらっしゃいますが、それがずっと長く続きまして50代、60代になってきますと、ある意味よくも悪くも生活が安定してきているというところがあって、今から社会復帰というようなこともなかなか難しいと思われたり、親世代のほうもその世代になったら相談しにくいというところで少ないんじゃないかというふうに考えております。ただ、50代、60代になりますと保護者の方々が将来的にあとどれだけひきこもりのお子様を養育できるか、面倒が見られるかというのがございますので、そういったところで文京区の場合はこの50代、60代の8050問題について強化をしているというところでございます。

○**因幡委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**社会長** それでは、武長委員、お願いします。

○**武長委員** 公募委員の武長です。別の質問を考えていたんですけど、今の因幡委員の質問がすごくよかったなと思って乗っからせていただきます。

今のご回答だと、障壁のところ、もう生活が安定しちゃっているからあまり動きがないんだ

よということだと思っただけ、そうすると、55ページのひきこもりの総合的な対策の推進の中の文脈を見ていただきたいんですけど、先ほど因幡委員が指摘された中高年ひきこもり当事者等からの相談率が低い傾向ということになっていきますというこの対策として、相談支援に関する世代別の効果的な情報発信やひきこもりに関する啓発活動などを強化していく必要がありますということが挙げられているんですけど、これが対策として対応していないんじゃないかというふうに思ったんですけど、その辺はいかがですか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**渡部生活福祉課長** 年代別の効果的な対策というのが今後必要だということになりまして、こちらに書いてございますけれども、今年度ひきこもりに関する調査というのを行っております。基本的には8050問題を中心ということで考えておりますけれども、こちらのアンケートはどの年代の方でもできるというものでございます。

その中で、特に質問の中では、どういったツールを使ってふだん情報を得ていらっしゃるのかというような質問等を入れることによりまして、どういった広報活動を行えばその方々に効果的にひきこもりに対する相談事業のPRができるかというところの分析も行うというところで、そういった形で今後、年代別の効果的な広報活動ということを考えていくというところでございます。

○**武長委員** 武長です。ありがとうございます。

啓発活動、情報にたどり着いたらその人がつながるんじゃないかというのがそもそも因果関係があまり見えないというか、さっき言った分析のとおり、違う理由でそこが引っかかっているのであればそっちに対するさらなる工夫が何か必要ないか、別の策が必要なんじゃないかと感想を持ちました。以上でその話は終わります。

54ページのヤングケアラー支援推進事業、65番のところに行かせてください。こちら取組実績①関係機関連絡会というところと相談支援機関の人材育成というところにKPIが載っているんですけど、支援件数自体は何件ぐらいなんですか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** 福祉政策課長の木村でございます。

昨年度、文京区の子どもたちに対してヤングケアラーの調査をいたしました。その中で、文京区の中のヤングケアラー認定をしたのが25人でございます。

○**武長委員** ありがとうございます。

ヤングケアラー認定をした方にどのようなことを支援されているんですか。

○**木村福祉政策課長** ヤングケアラー認定をした方につきましては、現在も継続的な支援を行ってございます。というのも、支援機関がここだけではございませんので、例えば関係する各所管のほうで支援はしておりますので、継続的な支援を現時点も行っているところでございます。

○**武長委員** その支援の具体的なあれに関してなんですけど、例えば「ぶんたねこいしか和」さ

ん、ソテリアさんか何かに頼んで困難を抱えた子どもたちの宿泊場所として提供するみたいなヤングケアラーの支援事業をされていたと思うんですけど、そういうものの利用実績はどのくらいですか。ソテリアさんに頼んだ困難を抱える方の宿泊場所としての提供という、これに関する支援実績は今何件ですか。

○**社会長** 事務局、どうですか。分かりますかね。

○**木村福祉政策課長** その件数は、私どもは、分かりません。多分なかったと思うんですけど。

○**武長委員** 支援件数ゼロということですか。

○**石樵委員** その助成は社協のほうで担当しているんですが、様々なヤングケアラー支援の手立てが用意されている中でショートステイ利用がケースワーク上必要な場合に適用されるもので、今現在ヤングケアラーの実数自体がそんなに広がっていないので、ショートステイの利用自体がまだ実績としてはございません。

○**武長委員** 実績としてはゼロということですか。

○**石樵委員** そうです。今、ケースワーク上その必要があるケースがゼロなので、結果として実績がゼロ。

○**武長委員** 今、何年目ですか。

○**石樵委員** 2年目です。ヤンケアのショートステイの助成は2年目ですね。

○**武長委員** ニーズと合っているのかなみたいなのが、そこまでないと思ってしまうんですけど。

○**石樵委員** 私の経験的な感覚から言うと、これはニーズは確実にあって、もっと件数が増えてくれば確実にショートステイ機能は求められるようになってくると思いますので、今後、広がりには十分に期待できるかなと個人的には思っております。

○**武長委員** なるほど。ここで議論になっちゃって恐縮なんですけど、感覚的にはニーズがあると思っているのに数字が広がらないのは何ですか。

○**石樵委員** それは、実数、件数がまだ25件ということで、支援の過程においてショートステイを適用するケースワークが必要になる時期というかプロセスがあるんですよね、そこに該当するケースが今ないんだろうと考えております。

○**武長委員** ありがとうございます。

続けて、もう一点いいですかね。

○**社会長** はい。

○**武長委員** 66番に行かせてください。小地域福祉活動の推進というところなんですけど、小地域福祉活動の推進のところが事業の持つ役割のところが地域活動の拠点となる常設の居場所等の立ち上げを支援するということになっていて、それに関するKPIが②で個人支援の新規係数になっているんですけども、この個人支援の新規件数は具体的にどういうことを指して個人支援というふうに言っているんですか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** これは社会福祉協議会のコーディネーターが関わって対応したという件数でございます。

○**武長委員** 具体的にはどういったものを個人支援というふうに言っているのかというところが気になるんですけども。それはなぜかという、事業の持つ役割が地域の居場所の立ち上げ支援というところに挙がっていて、その評価指標で②が挙がっているのです、どういったことが対応件数として数字で挙げられているのかというところ、この関係性が気になっています。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**鈴木福祉部長** 小地域福祉活動を展開するときに、地域福祉コーディネーターのほうはここに書いてあるように団体的な立ち上げするための支援と個人的な支援、両方の側面で活動していただいています。地域団体ができたことで私たちが期待しているのは、そこでつながっていくことなんですよ。そこで地域の中で埋もれていた課題を発見して、それがいわゆる個人支援という形で表に現れてきますので、この居場所ができて立ち上げを支援して、その中でどういうふうに見つけ機能、地域での気づく力が養われたかということをはかるためにこちらのほうに入れさせていただいています。

○**武長委員** ありがとうございます。

分からなくなってきましたが、②の先ほど指摘した地域福祉コーディネーターの個人支援の新規件数というのは、今のご回答を踏まえると居場所につながった方に対する個人支援の件数を指している、ということですか。

○**社会長** お願いします。

○**鈴木福祉部長** 居場所というのは二つの機能があって、居場所をつくる、居場所に「場」というところもありますし、「活動」もみんながよりどころになる居場所になってきますから、そのような場所が地域にたくさんできることで孤独にならない、孤立していかない、地域がつながっていくというふうに考えています。そのような地域コーディネーターが活動している中で新しく個人的な支援を始めたという意味合いで捉えていただければと思います。

○**武長委員** ありがとうございます。

そうすると、居場所につながった人もだし、居場所を経由しないコミュニティソーシャルワーカーの活動に対する対応の件数も含めた件数がこの84件と、こういう理解でいいですかね。よろしいですか。

○**鈴木福祉部長** はい、そのとおりです。

○**社会長** よろしいですか。

それでは、高岡委員、お願いします。

○**高岡委員** こんばんは。高岡です。

いろいろ新しい言葉とか聞き慣れない言葉もたくさん出てきて戸惑っているんですね。例えば

この67番の多機能な居場所活動推進事業という枠はあるんですけど、説明の文章がないのはどういうことなのか、どこか別のところに載っているのかどうかとか。それから、戦略シートの65ページに何か食堂の活動とかがありましたよね。フレイルだったかな、高齢者を支えるところだったかな、食堂に関する事業ですとかそういう事業は区民に発信されているんですか。僕は知らなかったんですけども、何か変わった名前だから、子ども食堂というのはよく聞きますけれども、高齢者に対してそういう食堂の活動もあるというのは私よく知らなかったんですね。長寿ふれあい食堂事業か、その上の介護施設お助け隊というのも知らなかったんですけど、それは区民の皆さんはご存じなんですかね。

○社会長 では、事務局、いかがでしょうか。

○瀬尾高齢福祉課長 ご存じじゃない方がいらっしゃったということが分かりましたというか、事業としては、長寿ふれあい食堂は先ほどの多機能な居場所を使って区民の方々の活動としてやっていただいている、そこに区として補助金を出すという制度になっています。なので、区報、ホームページなどでは紹介していたんですが、地域性が限られるのであまり大きくは確かに広報しておりませんでした。

あとは、お助け隊のほうは、これはちょっとでも介護施設の役に立つようにということで、シルバー人材センターに登録した人がお助けとして軽作業とかちょっとしたお手伝いをしに行っていますので、これは区民の方に積極的に広報はしていなかったです。ただ、シルバー人材センターに登録していただきたいというのもあるので、シルバー人材センターの対象になるような方にはお知らせは努めてまいりました。

○高岡委員 何でお伺いしたかという、私の知っている方がデイサービスの事業等をやっているんですが人手が足りなくて困っていると、利用者さんを送迎する運転手さんがいないとか、あるいはいろんなデータを集計してパソコンで打ち出す、そういう人がいないので困っていると、私にも頼まれたぐらいなんですね。だから、そういうお助け隊というか、各介護事業で困っている事業者さんは多いんですよ。資格を持っていない方でもお手伝いできる。私はもう72になってしまったんですけど、もう10年以上前に介護福祉士の資格は取ったんですけども、まだちょっとお役に立っていない状態です。そういう方がまだいらっしゃるんじゃないかなと。つまり、看護師さんで退職したけれども家にいて子どもの手も離れたから何かできるというように、介護福祉士の資格を持った人材も埋もれているんじゃないかなと思いました。

もう一つよろしいですか。

○社会長 はい、どうぞ。

○高岡委員 地域の重層的な支援というところで、これは今年の初めでしたか、地域福祉計画のパブリックコメントが出されて、文京区としても非常に力を入れているというふうに見えたんです。今まで各課の縦割りだったものを横につないで支援していくということと、もう一つは、地域のいろんな社会資源、私が見たものは協会とかPTAとか医療機関のほかに新聞屋さんとか、

何かいろんな地域にある機関が連携して地域にいる困っている皆さんを助けるというハートフルネットワークというのがあって、これは重要だなと思っていたんですね。実は私も文京区の聴覚障害者協会と手話サークル、両方に関係していますけれども、その地域の中のほかの団体とかネットワークにつながるといことが少ないので、でも私たちは独自に文京区内の聞こえない人をいろんな形で支援しているんですね。地域全体で支援というところに入らないで私たちの中で頑張っやっていて、独り暮らしになった聞こえない方が、聞こえない人は手話で会話するので手話を使わないとどんどん忘れていってしまったたり、認知症になりかねないので、手話のできる人がその家に交代で訪問して手話で話をすると、そういう支援をずっと続けているんですね。そういう活動をしているのは私たち以外にもいろんな団体が結構やっやっていらっしやるんじゃないかと、だからそれが団体とか狭い中での取組にとどまっっていて、それをもっと交流というか、ほかにも困っている人がいるんじゃないかということにつながればいいなと思っっているんですね。それは先ほどのヤングケアラーとか大人のひきこもりの方ですとか、たくさんいるんだけども表に出てこない、でも近所の方はあそこの何々さんとは知っっている方がいらっしやるので、勝手に情報は漏らせないですけども、近所のお付き合いというのが結構大事だと思っんです。

何が言いたいかという、先ほどひきこもりの方がどこに何人いらっしやるのか調査するとかおっしやっっていましたけど、調査をするとか支援するという方は誰なんですかということなんです。コーディネーターの方とか何か専門的な資格を持った人が調査をするんですか、それとも地域にたくさんいらっしやる民生委員の方が情報を集めたり調べるんですか。誰がどういっくことを担うのかということなんです。

以上です。

○**社会長** じゃあ、事務局、お願いします。

○**矢島地域包括ケア推進担当部長** まさにおっしやるとおりかなというふうにな今拝聴しておりました。そここのところを解決するためというところがこの地域共生社会であり、その手法としての重層的支援体制整備事業というのを今社会福祉法の中に位置づけたというところがございます。

我が国の社会保障制度あるいは福祉制度というものは、これまで子どもであるとか障害であるとか、それから高齢であるとかという属性ごとの支援、あるいは介護であるとか虐待であるとか生活困窮であるとか、そういった状況においての支援という、それぞれが進んできたという状況です。ただ、それだけではなかなか支え切れないと、何となくつながりが持てないんだと、何となく難しい状況に陥っっているという若い方がいらっしやったり、あるいはダブルケアであるとかヤングケアであるとか複合化、複雑化した、今ここに出てこなかったような例えばダイバーシティの問題であるとか、あるいは自殺の問題であるとか様々な問題を抱えて、それが一つだけではなくて複数あるという方が本当に増えてきている状況があります。そういった方を既存のシステムの中で誰が支えましようかというのを一律にすることが今できないということが分かってきて、それで今回、国のほうもそうした意味で居場所をつくり、あるいは地域の方のコミュニティーを

つくり、さらにはハイリスクの方には伴走支援をし、それから様々な支援機関が誰が何ができるのかというのを知恵を出し合ってみんなで支えていこうという制度をつくったということでございます。

実はこれが本当のその筋のところなんですけれども、テクニカルな部分としては社会福祉法の中に子どもと高齢者と生活困窮と国の補助金がそれぞれひもづいてきている状況です。それぞれ国からこういうところに使いなさいということでお金が限定されてきているというのが、本来、今まではそうだったんですね。これを重層的支援体制整備事業の箱に全部入れることによって、本来、今までだと高齢者のところで障害者を支援してしまうと、それは会計検査のほうで不適切な使い方をしていたんで返しなさいというお話をされる場所なんですけれども、そういったところが重層的支援体制整備事業を入れることによってお金の部分の活用がやりやすくなると。さらには、あと情報の部分、先ほど委員からもご指摘がありました、基本的にはご本人の承諾を得てというところなんですけれども、必要があるところに関しては重層的支援会議というのを開いて、個人情報とその仕組みの中で共有しながらどういった支援ができるのかというのを考えましょうという制度になります。この辺を、非常に複雑なんですけれども、パッケージでこれから様々な課題を抱えた方を支えていく、そのための制度ということで今構築しているところでございます。

○渡部生活福祉課長 生活福祉課長の渡部です。

ひきこもりの調査についてでございますけれども、ひきこもりの調査の所管につきましては私も生活福祉課の自立支援担当というひきこもりの事業を担当しているところが主にやっているものでございます。

調査の方法といたしましては、区報の特集号を組みましてその中から回答できますし、あとホームページ、SNS、それから8050問題の当事者の方々にお配りする、親が亡くなってしまった後にどういったことをすればいいかというハンドブックを作ったんですけれども、それを希望する方にお配りしました。その中にも調査票を入れておりますし、紙で調査が必要な方には紙による回答をお願いしておりますし、あと、関係する団体の方々にも調査のお願いをしているところでございます。

先ほど国の補助金を使った事業というふうにお話をさせていただきましたけれども、その中で第三者機関に分析をとというのが条件になってございまして、この調査の結果につきましてはひきこもりの支援団体に分析のほうを委託いたします。その中に特にひきこもりの分析の専門の学識経験者の方がいらっしゃいますので、その方に分析をいただくというところでございます。

なお、先ほど申しました区にございますひきこもりの支援センターというところが、相談窓口ですし、あともう一つ、地域の団体で茗荷谷クラブというところが長年ひきこもりに対する対策を担っておりますので、主にこの二つが相談の窓口になっておりますけれども、それぞれの窓口には精神保健福祉士ですとか、あるいは福祉職といった資格を持った方々が対応して、そういっ

た専門知識を駆使しながらひきこもりの対策を行っているというところでございます。

○高岡委員 アンケートとかSNSとかを文京区のほうから発信して、本人または近くの人が答えるのを待っているということですよ。

○渡部生活福祉課長 そうですね。特にひきこもりについては、どなたがひきこもりかというのは当然なかなか分かりにくいところでございますので、こちらから発信してそれに答えていただくという形になりますし、あと、先ほど委員がおっしゃったように、地域の方々、その地域のつながりが大切だということで、今日も委員としていらっしゃいます民生委員の方々にご家庭の訪問ときにそういった方々に気づく点があれば情報をいただくというような形で、地域の方々にもご協力をいただきながら行っているところでございます。

もう一つ、昨年度からアウトリーチサポーター研修と申しまして、文京区民の方、一般の地域の区民の方々を中心にひきこもりに対するサポートをしていただくという方を募集しております。一定の研修を受けてご本人さんの希望によってサポーターに登録させていただいた方につきましては、先ほど申し上げました茗荷谷クラブの職員と共にマッチング等を行って、マッチングした結果で支援される方に一緒に支援していただくというような形で、地域の方々のほうにもこういった事業のサポートをお願いしているというところでございます。

○社会長 よろしいでしょうか。

白土委員のほうで何かありますか。

○白土委員 白土です。

基本的な質問ですけど、認知症と、あと物忘れ、どこが違うんですか。

○社会長 事務局、お願いします。

○木内地域包括ケア推進担当課長 地域包括ケア推進担当課長、木内と申します。

物忘れは、年齢によって、例えば時間、お日にちが分からなくなるとかということが起こってくることなんですけれども、認知症はさらに進んで生活に支障が出てくるところで、認知症というのは疾患名というよりは状態を表す言葉が認知症になります。

○白土委員 今の説明、半分分かりました。

それで、認知症の対処方法についてはそれぞれ案が載っていますが、物忘れの対処法というのは区として何かあるんですか。

○社会長 事務局、お願いします。

○木内地域包括ケア推進担当課長 地域包括ケア推進担当課長、木内です。

認知症に関しましては、今まで認知症になるべくならないために予防しましょうというのが強くうたわれてきました。基本的な対策としましては、生活習慣、例えば睡眠をよくとるとか、塩分を取り過ぎないとか、お酒も程々にするとか、おたばこはなるべく控えましょうとか、いわゆる生活習慣を健康的に保つことが認知症の予防につながるというふうにされてきました。これは現在も変わりがないかと思えます。

ただ、一定程度年齢が上がってきますと、今レカネマブといったような治療薬も出てきておりますけれども、完全に認知症を治すという今段階ではございません。そうすると、予防もするけれども、認知症になっても自分らしく生活できるような、そちらの環境を整えるということがすごく求められております。文京区としては予防も今までどおり取り組むんですけれども、認知症になっても安心して暮らせるような環境をできるだけ整えていきたいと思いますというふうに今施策を加えてきているところでございます。

○白土委員 認知症では地域のネットワークづくりを推進しますとなっていますね。ということは、物忘れの多い若干若い方、それも将来のために地域のネットワークづくりをする必要があるような気がします。これは意見です。

以上です。

○辻会長 事務局、お願いします。

○木内地域包括ケア推進担当課長 まさにおっしゃるとおりかと思えます。認知症になる前から、お若い方からネットワークを築くことがとても大事だと思っております。ご意見、ありがとうございます。

○白土委員 ありがとうございます。

○辻会長 では、因幡委員。

○因幡委員 認知症のお話が出たのでついでといたしますか、しつこいようで申し訳ないんですが。この戦略点検シートの60ページの事業番号72をご覧いただきたいんですけども、⑥として認知症検診事業の受診者数が大体1,600から1,400で推移していて、それで61ページ、右のページの上から二つ目の欄で節目の年齢を迎える区民1万2,000人を対象とした検診事業だというふうにならうたっておられまして、そうすると大体この節目の方々の1割ぐらいしか受診していないというふうな、数字上そういう話になるんですが、この受診率というのをどう見ておられるのかということ、それがまず一つ。あと、「認知症ともにフォローアッププログラム」というのが検診後事業ということで位置づけられていて、それで136人という全く同数で推移しているということが何かなと思って私は気になっていたんですね。そうすると、この年、令和4年ぐらいに、あるいはそれ以前から、対応困難事案というようなヘビーな方々を同数で経年的に見ておられるのかどうなのかというところが気になったんですね。

それで、さっきの受診率のところにつきまして、この17番、最後のページ62ページで特にその受診率向上というのが課題の中に入っていないんですね。これは推察するに、エーザイがやっている脳のゲームぐらいのすごい軽いものだから、これを受けないことでがんとかあいつたもののように急激に進行して死に至るものではないのでそこまでの位置づけにはなっていない、あくまできっかけづくりとして考えておられるので殊さら目くじらを立てて受診率向上ということでここに挙げていないのかどうなのか、お考えを伺いたかったんです。

以上です。

○**社会長** じゃあ、事務局、お願いします。

○**木内地域包括ケア推進担当課長** 地域包括ケア推進担当課長、木内です。

認知症検診といいますと、おっしゃるとおり、がん検診とか特定健診と同じように医学的なチェックのような印象を与えてしまうので、私たちも言い方については色々な場面で変えてきていたりするんですけども、結論から申し上げますと、受診率は徐々に上げていこうと思っています。もちろん高いほうがよい。

どうして1割程度なのかというところなんですけれども、この事業を令和3年度から始めております、今年度で4年目になるんですけども、がん検診、特定健診の受診率は上がってきているかと思うんですが、認知症の検診は、受けたいとおっしゃる方と、いや、診断されたら怖いという方がいらっしゃるんですね。約1万2,000人に通知をご案内しますが、その中で心配で会場の検診まで来たいという方は今のところごく絞られた数になってございます。

こちらの検診は2段階になっておまして、約1万2,000人の方に通知を行って、まずはセルフチェック、おうちでエーザイ株式会社の「のうKNOW」という、デジタルツールになるんですがそれを使ったセルフチェック、またはデジタルツールを使わなくても普通に紙のチェックリストをおつけしていますのでそれをやっていただく、それをやっていただいた方が大体1割程度で1,200人ぐらい。昨年ですとその中からさらに会場に来たいという方が245名いらしゃったので、おっしゃるとおり全体の数からするとかなり絞られた数だなというふうに私も思っております。ただ、まずは認知症、脳の健康について関心を持っていただきたい、その啓発をこちらの検診で第一段階の目標としております。それが高まってきますと、じゃあ、気軽に検診を受けてみようかなとって受診率の向上につながっていくのかなというふうに考えております。

それから、フォローアッププログラムがなぜ136が2年続いているのかというのは、これはたまたま偶然の数でございます。毎年、おっしゃるとおり5歳区切りでご案内をしておりますので、令和4年の方と令和5年は別の対象の方にご案内をして検診にも来ていただいているので、偶然の数ということになります。

○**白土委員** 詳しくご教示いただきまして、ありがとうございます。勉強になりました。

○**社会長** 予定の時刻を過ぎてきていますので、じゃあ武長委員までということでお願いします。

○**武長委員** 公募委員の武長です。55ページの68番のお話を聞かせてください。

重層的支援体制整備事業のところの評価指標、取組実績①のところではヤングケアラー支援対策関係者連絡会作業部会と書いてあるんですが、これは多分65番の①とも重なるところだと思うので65の取組実績にも該当するのかなと思っていて、これ以外のところで重層のほうで取組実績を何かやられたこととがあれば教えていただきたいです。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** 福祉政策課長の木村でございます。

重層的支援体制整備事業につきましては、令和7年の4月からスタートということで、現時点ではこのヤングケアラー支援ですとかそういったものをパイロット事業として体制整備をしているということになりますので数字的な何かが出てくるものではないんですけども、来年の4月に向けた体制づくり、特に先ほど社会福祉協議会の石樵さんのところのお話もあったと思いますが、地域の方であるとか、我々のまず横の連携、また地域との連携、そういったもので意見交換をしながら来年4月からに向けて進めているところでございます。

また、今年度、令和6年度からはできるだけ、来年の4月からやるとはいつでも、はい、スタートですよといっていきなりやれるものではないので、今、例えば要対協であるとかそういった別の会議体の中で扱っている事例と一緒に私たちも入らせていただいて、今支援しているところの状況を確認して、我々が意見を言えるところがあれば意見を言っていきながら支援をしているということも今進めておりますので、まずは来年の4月からに向けての体制に努めているところでございます。

○武長委員 ありがとうございます。

そうすると、相談窓口をどうするとか、相談窓口からつながったところを横にどう連携していくかみたいなことというのを今考えているみたいな、検討してみたいな、そういう理解でいいですか。

○社会長 事務局、お願いします。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村です。

まさにそのとおりでございます。

○武長委員 ありがとうございます。

気になるのが、この重層的支援体制整備事業は、生活への困難とか生きづらさはあるけど既存の制度の対象とはなりにくいケースについて網羅的に拾えるようにしようとか、こういう取組だと思うんですけど、多分、区の既存の窓口だと、例えば高齢の人だったら高齢のところとか、精神のところだったら精神のところとか、障害だったら障害のところとかと切り分けて部署があって、そこの連携をどうするかという話になると思うんですけど、生きづらさの中には多分相談窓口が一概に定まらないものもあると思って、例えば友達がいなくて寂しいとか、話を聞いてほしいとか、そもそも相談したいことが分からなくて、明らかに窓口はどこで受けたらいいんだろうみたいなところもあると思うんですけど、そういうのはどういうところで対応する予定に今なっていますか。今のところで全然構わないです。

○木村福祉政策課長 まず、今回のこの重層的支援体制整備事業については「断らない相談窓口」というのをテーマにしておりますので、まずは一度ちゃんと全て聞くというところがございます。聞いた上でどこにつないだほうがいいのかというところをやっていくことになりますので、まずは、例えば、悪い言い方をしちゃいますと、今までだったらうちじゃないですというのがあったのをまずはちゃんと聞くというところからスタートしていきますので、まずは聞いた上でど

こにつなぐのか、つなぐ先が分からないという場合においては私ども重層をやっている福祉政策課のほうにご連絡をいただいて、どういうことをつないでいこうかというところの相談から入っていきたいと考えています。

○武長委員 ありがとうございます。

そうすると、相談窓口がないところに行ってしまったとしても対応してくれると、何らかの形でつなげるようなシステムを今構築されていると、こういう理解でいいですかね。ありがとうございます。

もう一点だけ、簡単なので質問させてください。63ページに行かせてください。63ページの76番なんですけれども、こちらはさっき申し上げた54ページの66番の地域福祉コーディネーターの個人支援の新規件数のところで84件という件数が、ご回答いただいたのが、居場所を経由したのも居場所を経由していないものも支援につながった件数が84だとおっしゃっていたんですが、この生活支援コーディネーターの地域活動件数が1,339になっていて、次の66ページに行くと小地域福祉活動推進というところで、先ほどと同じテーマなので今度は84件になっているんですけど、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーター、たしか部局では兼務になっていると思っていて、表みたいなやつを今調べてみたら、重なっていないところというのが「地域ニーズ資源の状況の見える化問題提起と生活支援の担い手の養成やサービスの開発」というところだけが生活支援コーディネーターオリジナルみたいな感じの配置になっていると思うんですけど、この件数の違いがすごく数字に現れているのはどういうことなんですか。

○社会長 事務局、お願いします。

○木内地域包括ケア推進担当課長 地域包括ケア推進担当課長、木内です。

生活支援コーディネーターは、おっしゃるとおり地域福祉コーディネーターとの兼務になります。生活支援コーディネーターのほうは、高齢者の通いの場といたしまして介護保険の中の地域支援事業、高齢者向けの事業を担当していただくのが生活支援コーディネーターと考えていただくと分かりやすいかと思います。活動の内容としましては、身近な地域で高齢者の方が通える場を立ち上げることと、先ほどの多機能な居場所は多世代ごちゃまぜの交流になりますけれども、高齢者の方々が通って介護予防の体操ですとか、あとは仲間同士の見守りをその中で機能させていくというのが通いの場になります。こちらの立ち上げと維持、ご相談を生活支援コーディネーターの方には担っていただいているので、数は違ってくるかなと思います。

○石樵委員 社会福祉協議会の石樵でございます。うちのコーディネーターの件なので、ちょっとだけ補足をさせていただきます。

まず、地域福祉コーディネーターですが、支援の中には個人支援だけではなくて地域の団体の活動支援というものがあって、それだと件数が非常に膨らんでまいります。恐らくこの63ページの生活支援コーディネーターの地域活動件数というのは団体支援の延べ件数だと思いますので、おのずと件数が違うのかなと理解しました。地域福祉コーディネーターの個人支援の新規件数は

恐らく実数だと思います。個人支援自体は延べ件数ですともうちょっと膨らんでくるかと理解しておりますが、どうでしょうか。

○武長委員 実数というのはどういうことですか。

○石樵委員 実人数ですかね。

○武長委員 実人数ということは、新規件数というのは、84と上がっているのは人数と考えると84人ということですかね。

○石樵委員 恐らく新規84人、令和5年度に相談をお受けしている。回数で言えばもっと延べが増えてくるかなと思います。

○武長委員 なるほど。じゃあ、66番の②は延べではなくて新規の人の数という、84人と捉える。

○石樵委員 恐らくこの数だとそういうことだと思います。延べだともう少し膨らみます。

○武長委員 76ページの②は延べの地域活動の支援に出動した回数なのでこの数になっていると、こういう理解ですか。

○石樵委員 そうですね。団体の支援の延べ件数で恐らく集計の仕方が違うと思っています。

○武長委員 分かりました。

○社会長 それでは、取りあえずはここまでとさせていただきます、次の主要課題19から21につきまして、関係の部長から説明をお願いします。

○鈴木福祉部長 それでは、福祉部長よりご説明を申し上げます。67ページ、主要課題ナンバー19、高齢者等の居住安定の支援です。

この主要課題につきましては、文京すまいるプロジェクトを推進することで、住宅の確保に配慮を要する高齢者等に対し住まいの確保と居住の安定を図ることを目的としております。

次のページにお進みください。68ページの3、成果や課題になります。

このすまいる住宅につきましては、民間賃貸住宅を活用しておりますのでその家賃について課題がありました。このため、前年度よりすまいる住宅の登録面積基準を18平米から15平米に変更したところ、新規登録件数及び入居件数のうち新たに対象となった住宅が約2割に上り、こちら一定の効果があつたと考えております。また、その一方で、低家賃の住宅に対するニーズが高いことがうかがえる結果と受け止めております。

これを受けまして、本年度からは耐震基準要件を変更いたしましてより多くの住宅の確保に努めております。また、本年度より電子申請を導入いたしまして、来庁による手続不要とすることで誰もが利用しやすい環境を整えて、より一層の入居支援に努めているところです。

また、このすまいるの取組といたしましては、そこの円グラフにありますようにセミナーを行っておりまして、このセミナー参加者に対するオーナーや不動産業者に対するアンケートの結果では、左側、68ページの円グラフ、左側になります、高齢者の入居経験が「ある」と答えた人が8割、また、高齢者の入居に対する考え方も積極的に捉えていただいている方が4分の3の回

答をいただきましたので、まだまだこちらのほうは事業の発展性があるのではないかとということで工夫が必要と考えております。

同じページの4、今後の展開です。

こちらの事業、事業開始から10年目を迎えておりますので、各事業の見直しをこれから検討してまいります。あわせて、不動産関係団体の方にも協力していただいておりますが、居住支援法人という東京都から指定を受けました本当に居住に寄り添うような形で活動している法人の方がいます、こちらの方々との連携をより一層強めまして居住支援を推進していきたいと考えております。

次のページ、69ページです。続きまして、主要課題ナンバー20、高齢者の見守りと権利擁護についてご説明いたします。

こちら、まず高齢者の見守りにつきましては、69ページにあります事業のようにハートフルネットワーク事業、こちら先ほどもお話が出ました、地域ぐるみの支え合いを基本とした事業でございます。その次の高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センター、文京区では「高齢者あんしん相談センター」と呼んでおります、こちらを充実させること。このほかにも高齢者の緊急連絡カードを設置したり、電話やICTによる高齢者等の見守りあんしん事業を展開しております。

権利擁護の面につきましては、次のページ、70ページの事業で展開しております。成年後見制度の利用支援事業、こちらは民法に定めております成年後見制度、こちらの利用が促進されるように判断能力が衰えた方の権利を守っていく、また、各種の暮らしの手続を代行して暮らしを支えていく、そのような方の成年後見人等についての支援、こちらを行う事業です。またもう一方、身寄りのない高齢者に対する文京ユアストーリー、この事業のほうも展開しております。

同じページ、3番、成果や課題についてです。

まず、一つ目の「地域の見守り・支え合いの体制強化」につきましては、ハートフルネットワークについては協力機関が堅調に推移しておりまして、見守り体制の着実な強化につながっています。また、高齢者あんしん相談センターが行う高齢者見守り相談窓口事業については、この訪問によって早期発見・早期対応につながっています。さらに、令和3年、2021年の7月から始めました高齢者等見守りあんしん電話事業、そしてその翌年から開始しました高齢者見守り電球など、見守り体制につきましては事業の充実を図ってきております。

二つ目の「高齢者の権利擁護の推進」です。成年後見制度の利用促進を図る中核機関、こちらを社会福祉協議会に委託して設置し、運営を行っております。この取組により、今年度から権利擁護の担い手の養成に向けて他自治体の取組等を参考にしながら事業の内容を検討しました。また、より適切な支援を行うために関係機関がこの中核機関の運営する会議を活用する機会が増えまして、利用者のほうも増えてきています。

次のページにお進みください。71ページの4、中段下のほうです、今後の展開についてです。

見守りにつきましては、事業の周知・啓発活動を行うとともに、定期的に連絡会を開催するなど一層のネットワークの強化を図ってまいります。また、高齢者あんしん相談センターが行う高齢者見守り相談窓口事業では、分野横断的な支援方策を検討していきます。

権利擁護の推進については、権利擁護の担い手の育成や、身近に頼れる親族がいない高齢者の方への支援に向けた文京ユアストーリーの事業を推進してまいります。

私の説明は以上です。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 地域包括ケア推進担当部長でございます。最後のところ、主要課題の21、介護サービス基盤の充実というところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、今後も高齢者人口の増加が想定されるという中で、様々な課題はあるんですけれども、その中で区として主要課題として捉えているところが大きく2点、文京区の地域特性として土地が高いという状況から事業所の整備が進みにくい、また、老朽化した施設の改修も負担が大きいという状況がございます。また、こちらも全国的な課題でございますし、先ほどもご意見がございましたけれども、介護従事者の確保・定着というのが課題であるという、この2点ということでございます。

施設整備及び改修に関する状況ということでございます。小日向二丁目国有地に開設する特別養護老人ホームにつきましては、整備・運営事業者が決定したところです。今後、基本設計、実施設計を進めてまいります。

また、本年度ですけれども、旧本郷六丁目介護予防拠点跡地における看護小規模多機能型居宅介護支援施設の整備を決定したところです。今後、整備を行う民間事業者の公募を行ってまいるといふことでの準備を進めているところでございます。

引き続き、高齢者介護保険事業計画に示しました整備方針を踏まえて、公有地等の活用により民間事業者による施設整備を進めてまいります。

次に、介護従事者の確保・定着に関する状況でございます。

介護の仕事未経験者を対象とする入門的研修を実施し、介護の仕事を始めるきっかけの一助とすることができました。また、介護の現場で実際に働いている若手職員のインタビュー等を掲載した介護の仕事の魅力を伝える啓発冊子を作成しまして、将来の介護人材である中高生に向けて配布をしたところです。また、本年度から介護支援専門員等研修費用や奨学金の返済に係る支援を開始しているところでございます。

引き続き、介護職員の居住に係る補助であるとか各種研修の補助、EPA人材への補助、様々な支援を継続的に実施することにより介護人材の確保や定着に向けて支援をしてまいります。

ご説明は以上でございます。

○社会長 それでは、皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

因幡委員、お願いします。

○因幡委員 公募の因幡です。

主要課題の19番のほうで伺いたいことがありまして、この点検シートのほうでいきますと68ページになるんですけれども、その中で先ほどご説明にあった6年度からすまいる住宅の登録における耐震基準要件の変更ということがありまして、それが低家賃の住宅確保ということでやむを得ない変更なのかというふうに聞いておったんですが、耐震基準の変更は過去3回やられていますよね、1971年と81年と2000年の大改正があって、それで特に81年以降は震度6に対応した新耐震基準と言われていて、それでこの耐震基準要件の変更というと、どの辺りまで緩和することを今後考えておられるのかというのがまず1点と。

あと、過去の議事録のほうを見ていると、武長委員のほうから、これは住宅扶助の関係からすごく使い方が悪いというふうなご指摘があって、それでなるべく支援金とか助成金みたいなものを確保していただきながらより一層進めていただきたいというふうなご要望があって、それはどこかでご検討をする機会があったのかどうかという、その2点を伺いたいです。よろしくをお願いします。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** まず、今年度から耐震要件の緩和ということになるんですけれども、旧耐震の建物も現状市場に出ていますので、今までは新耐震以上の建物が登録要件というものだったのを、そこをなくして現状市場に出ている旧耐震の建物もオーケーにしたということでございます。それによって物件数が増えたという現状があるというところでございます。

あと、2点目のほうのご質問の件につきましては、現状、我々はこのすまいる住宅のプロジェクトを進めておりますので、どちらかというの家賃補助という考え方よりは、この制度をよりよくしていくことで使い勝手のいいようなものにしていきたいというふうに考えてございますので、様々な少しずつの変化、あと、居住支援協議会等でご意見をいただきながらいいものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○**因幡委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**社会長** 武長委員、お願いします。

○**武長委員** 公募委員の武長です。

今、因幡委員のご指摘いただいたところと同じところなんですけど、67ページの80番のすまいる住宅への入居というところなんですけど、この内訳を教えてくださいいいですか。すまいる住宅は、前も質問した気がしますが、高齢者、障害者、独り親世帯とか、高齢者だけを扱っていないと思うので、その内訳を教えてくださいありがたいです。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** 令和5年度の17人の内訳でございますけれども、高齢者が13人、障害者が3人、ひとり親家庭が1世帯という、この17でございます。

○**武長委員** ありがとうございます。

そうしたら、その中で障害者の内訳も教えてくださいありがたいです。

○**社会長** 事務局。

○**木村福祉政策課長** 障害者の内訳は、精神2級がお一人、精神3級が2人でございます。

○**武長委員** ありがとうございます。精神の方が3人いらっしゃったと聞いて、そこは安心しました。前はあれだったので、ありがとうございます。

ただ、精神の方は、僕も地域でいろんな仕事をしているものですから、かなり入居を拒まれやすいです。もちろん働けない状態に陥ってしまって生活保護の方も多いですし、生活保護の水準になかなか達する住宅条件がないということも前回お話しさせていただいたと思いますが、その精神の方に特化したような施策というのをこのすまいるの補完的ないし別の施策として検討されていることは何かないでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** 居住支援協議会の中でそういったご意見も出たんですね。やはりオーナーさんに対して理解促進していくことが大事だと思っておりますので、居住支援セミナーというのを毎年行っているんですけども、そこの中のテーマがどちらかというと今までは高齢者中心なところがあったので、障害者ですとか居住支援法人というところもフォーカスして今後取り組んでいきたいと思っています。特段何かこの施策をするというわけではないんですけども、そういった形で障害者のところもご理解をいただけるように努めてまいりたいと考えています。

○**武長委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他いかがでしょうか。

それでは、高岡委員、お願いします。

○**高岡委員** 高岡です。

今のすまいる住宅のオーナーさんには何かメリットがあるんですか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木村福祉政策課長** オーナーさんにとっては、メリットといいますか、すまいる住宅に登録していただいて成約いたしますと、謝礼金ということで毎月上限1万円の謝礼を贈ることとなっております。

○**高岡委員** 1万円だけですか。

○**木村福祉政策課長** オーナーさんに対して1万円なんですけど、プラス、例えばバリアフリー対応をしているだとか、そういったものに対してのプラス加算はございますけれども、その加算も最大1万円でございますので最大2万円というところでございます。

○**高岡委員** 高岡です。

先ほどの認知症とかフレイルの対策にも関わるんですけども、認知症の方の問題は、私もその一人だと思うんですけども、例えば家を出ると鍵をかけるのを忘れてしまうんですね。いろいろ考えた結果、後づけのオートロックの機械をつけたんです。閉まると自動的にダブルロックがかかる、開けるときは1か所開けるともう1か所も開くというのをつけたり。それから、私の

家ではガスコンロの使用を禁じられているんですね、消し忘れるとかと、それで代わりにオーブントースターを使って調理するとか。だから、日常生活の様々な工夫で認知症の本人、それから家族の方の不安を軽減するというノウハウとか知恵というのをもっと広げていったらいいんじゃないかなと。認知症のことをなかなか理解できないと、家族に嫌われる、怒られるというのはとてもつらいですね。だから、もうはっきりあなたは認知症と認定されたからというんじゃないくて、だんだん年を取ってくると、何かあるとすぐ「あんた、認知症で」というふうに言われるのはもう虐待ですね。文京区では虐待防止方法で障害者でも高齢者でも虐待を発見したら通報しなくちゃいけない義務がありますよね。1年間にそういう虐待通報の件数は何件ぐらいあるんでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**瀬尾高齢福祉課長** 高齢福祉課長、瀬尾です。

通報という形では今数値は持ってきていないんですけども、相談という形でも区役所に連絡が来ることがありますので、それについては71ページの左上のグラフで数が出ております。虐待の疑いというところが、虐待として認定するかどうかと非常に難しいところもあるんですけど、疑いとして把握している数字というのがそちらのほうの一番グラフの高い数字になってきます。これはあんしん相談センターで相談があった数を足しているんですけど、令和5年度ですと357件ありました。

○**社会長** よろしいですか。いいですか、高岡委員。

武長委員。

○**武長委員** 今の高岡委員の質問に続けてになります。71ページの今の虐待疑いかなりの件数だと思いますが、疑いと認められた場合のその後のフォローってどういうことをやっていますか。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**瀬尾高齢福祉課長** 高齢福祉課長です。

虐待というふうに認定しても、疑いの状態でもそうなのですが、まず、ご家族ですとか状態を把握しなければいけないので、お話を聞くところからということになります。やられてしまった高齢者の方にも伺いますし、そのご家族の方にも区役所がお話を聞いていくことになります。ご家族の方も、先ほど高岡委員がおっしゃったようにわざとやっている、認知症で対応が変わってきてしまうとか、信じられないから責めてしまうとか、何やっているんだと強く言ってしまうとか、そういう意識していないことでの虐待というのがありますので、それは高齢者の支援としてはそういうものではないというお話を理解いただくように話していきます。

虐待といっても分類がいろいろありますから、例えば心理的な虐待であったりすると、そういったことで、行動を正していただける方も居るかもしれませんが、身体的な虐待であったり、高齢者の方の安全とか健康に問題が起きているようなことがある場合には行政の介入というのも、最後にはすることもございます。

○武長委員 ありがとうございます。かなりご回答のとおり、疑いと虐待の認定ってシビアな判断になると思うんですが、加害者側が仮に自分の行動を虐待じゃないと思っていて、親が認知症だったりして、対応としてつい、客観的には虐待と言える行為をしてしまっているけれど、本人の主観的には虐待ではない。虐待されている側も認知症で判断力が落ちていることとか、自分の娘からだったりして、虐待ではないというふうに思っていると。ただ客観的には虐待であるという場合に、高齢福祉課ではこれは虐待と認定しますか、しませんか。

○社会長 事務局お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉課、瀬尾です。区としては、そちらはもう明らかな虐待行為なので、虐待として統計はいたします。ただ、あなたそれは虐待ですよということによって傷つく方もいらっしゃるわけですから、そこは表に出して虐待かどうかと言うのはまた別の問題になってまいります。

○武長委員 ありがとうございます。今のケースだと、認定はした上で、すぐそういう介入とかではなくて、違う適切な形で対応していくことを検討されるということですかね。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉課です。

その方に、そのご高齢者の方、そのご家族にとって一番よいことは何かということになってきますので、場合によっては最終手段としては離れさせると、先ほど委員がおっしゃった措置、そういうことも、分離というのもありますけれども、もともとはご家族ですから、やはりどのようにすればいい関係性が保てるかというのを、支援的な状態で関わっていくというのも重要なことだと思っております。

○武長委員 ありがとうございます。何か文京区だけがというわけじゃないんですけども、仕事柄、いろんな区でそういう虐待のケースとかを対応させていただくと、明らかに虐待なのにもかかわらず、行政の方は認定を渋るというか、ブロックしてしまうみたいなケースも多々見られるところでありまして、かなり弁護士会でもそういう議論になったりします。

対応認定したからといって、瀬尾課長がおっしゃるとおりですぐに分離するとか、やむを得ない措置で対応するとかじゃなくって、その加害者支援も法律の中に書かれているわけで、認定した上でモニタリングをずっとかけていくとか、何かそういう違う形での対応みたいなことも文京区さんかなり積極的にやっていたらと、いろいろ現場の権利侵害を目の当たりにする立場としては、ありがたいと思っておりますので、ぜひ内部的に文京区だけはブロックしないように、対応いただけるように、改めてここでお願いしたいところです。

○瀬尾高齢福祉課長 武長委員がおっしゃるように、やはりその権利擁護という視点考えると、その方の権利として守らなくちゃいけないのと、やはりでもその方が望むのは何かというところも考えなくちゃいけないので。ただ、法的にやはり対応しなくてはいけないところもありますので、それらに弁護士の先生とも相談関係がありますので、丁寧にやっていきたいと思っております。ただ、虐待で明らかにあるのにそこに蓋するようなことは、文京区としてはしないように心がけ

ております。

○**社会長** 続いてはいかがでしょうか。それでは柴崎委員お願いします。

○**柴崎委員** 70ページの85と86について伺います。成年後見は生きている間の権利のことですけれども、86の文京ユアストーリーは亡くなった後のことを考えてくださってるように読み取れました。それで成年後見を受けていらっしゃる方がそのまま文京ユアストーリーのほうにつながっている方がどれくらいいらっしゃるのか、お伺いしたかったです。

○**社会長** 事務局いかがですか。

○**木村福祉政策課長** そこまでは我々も把握していません。

○**鈴木福祉部長** よろしいでしょうか、福祉部長です。

成年後見制度は確かに今、生活されてる方ということ、ただもうご本人に考えたりとか見立てたりする能力が衰えてしまっている、それをフォローしています。文京ユアストーリーのほうはどうしていかと本人と話し合いをしていくんですね。ですから成年後見になってしまった人から文京ユアストーリーというのが、流れ的には相談の軸が違うかもしれません。

ただ、おっしゃるように、何か心配なことで、入口で、成年後見の利用制度も、私がもし認知症になったときにどうしていいかと不安になってご相談に来る方はいらっしゃると思いますので、そういった方が両方、それだけじゃないんです、亡くなったときのことも相談したいんですということもご相談される方はいらっしゃると思いますけれども、事業実績で何件こっちが何件ってくみ上げて積み上げるのがちょっと難しい状況です。

○**柴崎委員** ありがとうございます。文京ユアストーリーの事業が、今結構身寄りのない方で、自分が死んじゃった後がすごく心配とおっしゃっている方がいらっしゃる、あんまりこの事業が浸透していないというのか、周知されていないような気がする、よろしく願いいたします。

○**社会長** 事務局のほうから何かありますか。いいですか。

そのほかいかがでしょうか。お願いします。

○**吉正委員** 吉正です。

見守りの件で伺いたい点として周辺の自治体さんとの連携がどのようになっているかなというのが伺いたいところです。文京区でやっても文京区だけが生活地域ではないと思ってる、特にそういう当然ここからまでが文京区だからみたいな生活をする方はいらっしゃると思っていると、その辺のやっぱり連携というのはすごく大事になるというところで、その辺りがどういうふうに進められてるか、知りたいなというところで教えていただければと思います。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**木内地域包括ケア推進担当課長** 地域包括ケア推進担当、木内です。

今、おっしゃられたのは、恐らく認知症の方とかで一人歩きをされて、区をまたいでしまうよ

うな方の見守りということで受け取ってよろしいでしょうか。

○吉正委員 主要課題20番のところ、全般的にご質問させていただきましたといったところで、当然認知症の方もパターンとしてあると思いますし、高齢者の方というところで、実際に区内だったら安心していろいろ生活動けるけども、区外に出てしまったところで何かトラブルがあったということが、区内だったら大丈夫なのに、区外に出たら、追えないよみたいなことがあると、結果的に区民にとっては、十分な何かあったときのサポートが足りなくなるというところで、周辺の自治体とそういうところがちゃんとネットワークになっているといいなという思いでの質問になります。

○木内地域包括ケア推進担当課長 そしたら、まず、認知症の場合を想定してお答えさせていただきます。

認知症の方については、一人歩きで文京区内にとどまらない方、たくさんいらっしゃるんで、近隣の方にももちろん見守り、お声がけはしていただくんですけども、それより範囲を超えてしまった場合は、基本的には警察にお届けをして警察経由で東京都内、それでも見つからなければ、さらに範囲を広げてということになりますので、結果として、例えば台東区と日常的に何かやり取りをしているかというところという事業は行っておりません。

○瀬尾高齢福祉課長 瀬尾です。

認知症の方の場合、他の地区に行ってしまうと明らかに迷子になっていらっしゃるのか、お困りの状態だったら、もう人道的にその地域の方がとか、そういった対応があるんですけど、区でこちらの方の20番の事業で申し上げている見守りは主にご自宅といいますか、区での生活全般というか日常生活というイメージなんです。なので、例えばお買物で他区の方が文京区のお店でお買物されていて何かご心配があれば、そこのお店の人のハートフルネットワークが対応しますので、一時的にはその区役所に連絡が来たり警察に連絡が来たりというのがあります。なので、区の間では、恐らくその区でもきちんとしているだろうという前提で、区の間では逆に個人情報共有はそこではできないので、そういった連携はしていません。

○吉正委員 状況は理解できたところと、とは言え、やっぱりそこら辺が分断されると区民としての、せっきくのQOLという観点では、何かもう少し何かできることが、連携してもらえると嬉しいなと思ったところがまず感想というところです。以上です。

○辻会長 事務局お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉課長です。

まず、先ほど認知症に限らずなんですけれども、例えば高齢者の方がどこかで倒れられたと、そこはもう住所分らないですから実際文京区で起こったことは文京区で責任持ちますし、それはもうそうすると年齢関係ないですね、それは対応してますし、なので、見守りというか、その地域で文京区の中でお住まいになるに当たって、例えば孤独死につながる方がいないようにとか、そういったのは各自治体で責任持ってやっています、横のつながりは直接はそこはないんです

けれども、そういった方があった場合にはどこの地区、地域でも、対応していきますということ
で。

先ほど警察の案件を申し上げましたけれども、行方不明者、実は日本全国では全然、行方不明
で見つかってどこの方が分からないという方がいらっしゃるというのは、あると聞いてます。た
だ文京区はそういう方は幸いにもいなくて。なので警察は一定程度、地域に限らない対応してい
ただいているので、そこは協力関係を地域と警察と、あと他の地域とつながっている状態になっ
ています。

○社会長 よろしいですかね。

○吉正委員 そういう意味でいうと状況は理解したところと、期待的なところで、こういうと
ころって文京区だけだから進めますというの、実は文京区民にとってうれしいことでもあり、
でも周辺の自治体にもそういうよい影響を与えたりだとか、周辺のことでやられていることを文
京区に取り入れて、近いところでいろいろ生活するのにもう本当に幸せに暮らしたいなというふ
うになるといいなという気持ちだけなので、まずそういう気持ちのところだけが伝えたいことと
して理解いただければ大丈夫です。こちら回答なくて大丈夫です。

○社会長 ありがとうございます。それでは、まだまだご発言されてない方、取りあえず先に発
言していただきまして、白土委員、何かありますか。

○白土委員 高齢者の関係、高齢者の詐欺と詐欺対策、区としては考えていますか。

○社会長 お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 非常に重要だと思ってます。最近本当に危険な事件もニュースで報道され
てますので、そういったところは注意喚起という意味では行っておりますし、あと危機管理課と
いうところがあって、そちらで電話詐欺がある場合には無償で、録音機能付きの電話を、電話が
かかってくると、始めに注意報を、自動音声が出るような電話機を貸してしまして、そういっ
たものもありますよというお知らせは常にやっているところです。

あとは地域密着ですと、あんしん相談センター、地域包括支援センターのほうで、各地域にお
便りといいますか、折々に新聞を作っているんですけども、その中でもそういった注意喚起は
行っているところです。

あとはご心配があったら、やっぱりその区役所でも、あんしん相談センターでも、まず、ご相
談いただく、ご家族がある方はご家族にご相談いただく、そういったつながりというのは非常に
重要だと思っていますので、そういったところでもつながりを強化していくというのは、これか
らも進めていきたいと思っています。

○白土委員 そのあんしんセンターとか区への連絡は、もう被害が起きてからの連絡だと思いま
す。

被害を予防するにはいろんな方法がありますが、私の一つの例を教えてください。以前、文
京区役所から還付金があるという連絡があったんです。一応話は全部聞いて、最後には私のほう

から、一言、区長の名前は何だったっけなととぼけて言ったら相手はガチャンと切りました。あとは何とか警察かな、警察から電話あって、同じようにあなたのカードが云々ときたので、一応相手の話は全部聞きました。最後に、ところで署長は誰だったかなというのがちゃんと切りました。ただこれは一つの例です。参考にしてください。以上です。

○**社会長** ありがとうございます。あと石樵委員から何かこの点についてありますか。

○**石樵委員** 社会福祉協議会の石樵でございます。

主要課題21、介護サービス基盤の充実の77元気高齢者の社会参画支援事業について伺いたいと思っています。地域活動の担い手として、また生きがいつくりまで見据えた事業が展開されているということ、非常に素晴らしいなと思っています。

これは主要課題の18のフレイル予防のところでも、やはり同じような視点で事業が展開されていて、文京区の地域にとって素晴らしいなと思っています。

社協としても地域には互いの支え合いですとか見守りという重要性、非常によく理解されていて、それに貢献したいと考えていらっしゃる元気な高齢者の方たくさんおられると実感しているところです。

ただ、一方で高齢化の進展、ピークアウトがまだ文京区は見えなと言われておりますし、見守りが必要な方というのはこれからますます増えていく一方で、今現在地域の方って、非常に多く長くお仕事されていて、なかなか地域の担い手として着地していただけないというか、姿が見えてこないというか、非常に地域社会の変容の実態というものもありますし、地域とつながりが希薄なまま高齢者として暮らしていらっしゃる方もたくさんおられるかなと思います。

社協としても、支え合いの互助の事業をいろいろやってるんですけど、担い手をどう確保するか非常になかなか深刻で喫緊の課題だと思っています。地域参画の事業において、元気高齢者の方にどう姿を現していただくかと、事業に参加してくださる仕掛けというか、そういう取組みたいなものがあったら教えていただければと思っています。以上です。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**瀬尾高齢福祉課長** 高齢福祉課長、瀬尾です。

取組としては本当に様々なものがあって、元気高齢者の方で全く介護予防も必要ないという方から介護予防しておいたほうがいいかなという方とか、いろいろいらっしゃると思うんですけど、区のほうではセカンドステージサポートナビという、結局はセカンドステージ、退職後の生きがいつくりの案内なども作っております、それを見て活動に参加される方もいらっしゃるれば、実は文京区民の方は非常に勉強家の方が多くて、高齢者大学ですとか、いろんな文化的な講演会ですとか、そういったところを開催するとですね非常に応募率が高いというのが分かっておりますので、そういったところに参加される方々にこうしたご案内をしたりですとか、チラシになってしまったりするんですけど、次の興味を引いていただくという取組も行っております。

そこで少しずつつながっていただくことで、地域とよりつながっていく。緩やかでもいいと思

うんですけど、だんだんにその地域の顔の見える人ができていったらいいなというところがございます。

具体的な取組は各地域で、すごく社会福祉協議会の皆さんも、もう地元に出ていっていただいで一緒に動いていただいているのは非常にありがたいので、そういった今まで出てこない方をどう出てきていただくか。高齢の男性が非常にこれからの課題といわれていますので、そういったところでは、予防の観点からフィットネスの割引券を配るとそういった年齢の方が来るということもありますので、何に対してご興味があるのかということも踏まえて、幅広く支援策を考えていきたいと思っています。

○**社会長** それでは高岡委員、お願いします。

○**高岡委員** 高岡です。介護サービスの基盤の充実というところで、訪問介護の報酬が下がって、全国的には訪問介護の事業所が減っていると聞かれますけれども、文京区において訪問介護サービスの動向はどうなんでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**佐々木介護保険課長** 介護保険課長の佐々木です。

訪問介護の報酬につきましては、国においても課題として捉えており、国の社会保障審議会の介護給付費分科会で全国調査をするなど、その実態把握というところを進めているところです。

文京区の訪問介護事業所においても、影響を受けるところはあるとのお話は聞いています。細かなところまでは把握できておりませんが、今後、国の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

○**高岡委員** 今、選挙の真っ最中で、介護の問題が非常に大きな課題として出ていて、各党派もいろんな考え出されているんですけども、国のほうで高齢者の負担が増大するというような方向が出ていて、各党派もそういう方向に賛成しているというのが信じられないですけども、やはり国に対してしっかり介護保険制度の改善とか、介護報酬をきちんと事業者に支出するとか、高齢者の負担を減らすということ、文京区もしっかりやっていただきたいと思います。

それは今年初めにあった地域福祉保健計画の中で、介護保険料の値上げというところで、これに反対する方が非常に多かったんですよね。私もその公聴会とかに行って、たくさんの方が困るというようなことを言われていたので、文京区としても頑張って支援してもらいたいと思います。以上です。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**佐々木介護保険課長** 介護保険課長です。

国の介護保険制度につきましては、国において様々検討がなされているところですが、特別区長会を通して、介護保険制度についての意見は出しているところです。

抜本的なところの改定は、国全体の社会保障制度に係る話となりますので、国で考えていただくところになりますが、文京区も独自で取り組みができる人材支援施策など、事業者の支援につ

なげるための施策を行っています。加えて、時勢を捉えながら物価高騰対策等の取組行っております。

保険料につきましては、文京区は今の第9期の計画においては、基金等も活用しまして23区の中で21番目、下から3番目の低い額となっております。前期においても、コロナの後の影響も含めまして、保険料は据置きとしてきたところですが、一方で高齢者の人口は今後も増えており、要介護者は2040年、令和22年に向けて伸びていくと推計していますので、それに伴い給付が増加すると保険料にも跳ね返ってくるという面があります。先ほどの議論でもありましたフレイル予防ですとか、高齢者が元気に過ごしていただけるということも併せて施策として行っていくことで、いろいろな形で介護サービスを使っていただけるように、区として進めていきたいと考えております。

○**社会長** それでは、武長委員お願いします。

○**武長委員** 公募委員の武長です。73ページお願いします。3成果や課題は何かの1点目で高齢者施設・介護サービス事業所の整備というところなんですけども、3行目に「特別養護老人ホーム文京白山の郷については、現在の運営法人の都合により、事業撤退することになりました。」というところなんですけど、これ、かなり多分地元住民としては大ニュースだったんですけども、いろんなところから不安だっけ話が聞こえてきたんですけど、これ事業撤退となった理由というのは結局なんだったのですか。

○**社会長** お願いします。

○**佐々木介護保険課長** 介護保険課長の佐々木です。

経営上の理由ということが主なところですが、法人において様々事業を行っている中で、いくつかの施設を運営しており、その中で経営的に厳しいということで、土地と建物の賃貸借については5年ごとの契約でありましたが、その契約期間を待たずに事業撤退したいという申し出があったものです。

後継の法人につきましては、公募で募集し、事業者を毛決定して、現在、事業継承を行っているところです。区としては、利用者の方がいらっしゃいますので、サービスをつなぐというところを、事業者と協力しながら進めております。

○**武長委員** ありがとうございます。今の話をまとめると財政的な問題があったとかそういうことですかね。その点に関しては、その後継法人の今の中では新しく受け継いでいただく中で、その問題というのは解消されているという前提なんですかね。大丈夫なんですか。

○**佐々木介護保険課長** 運営は法人が行いますので、公募の中で、経営状況などを審査し、選定しておりますので、そのような前提で進めている認識です。

○**武長委員** 後継法人の選定は公募ということですが、基準は具体的にどういったものなんですか。

○**佐々木介護保険課長** 直近の経営状況などの経営面、人員体制、不測の事態への対応、また、

現在運営している他の施設における運用状況など、総合的に判断しています。

○**武長委員** だからその現在の運営法人が撤退する理由となった点については改善されているとか、そこに関して手当てができる法人を選定しているとかいう理解でよろしいですかね。

○**佐々木介護保険課長** その認識です。

○**社会長** よろしいですかね。一通り皆さんご意見お伺いしましたが、最後にありますか、皆さんのほうから何か。それでは最後に高岡委員お願いします。

○**高岡委員** 高岡です。

フレイル予防のことですけども、認知症の予防で、難聴がかなり大きな因子になっておるといふことで、ランセット委員会というところでも、新たにまた報告が出されたり、昨日か今日、日本医師会が難聴予防についての啓発を始めたんですね。文京区のフレイルチェックの項目の中に「聞こえにくい」というチェックがないんですよ。だから、だんだん聞こえにくくなったところでは、社会とのつながりも困難になりますし、認知症につながるということであれば、文京区も難聴、聞こえの問題についてもっと力を入れていただきたいと思います。以上です。

○**社会長** 事務局からお願いします。

○**瀬尾高齢福祉課長** 高齢福祉課長、瀬尾です。

確かに高岡委員おっしゃるように、聞こえは社会参加の上では非常に重要なことだと思っております。東京都のほうでも最近新しい補助金を別立てで、特別区にも下ろしてきている状態なので、区としても難聴に対する予防ですとか、支援ですとか、聴力の検査の周知ですとか、そういったことはこれからもやっていかななくてはいけないなと思っております。

○**社会長** ありがとうございます。限られた時間ではありましたが、皆さんから積極的にご意見、ご質問いただきましてありがとうございます。次回もよろしくをお願いします。

最後に次回の区民協議会について、事務局から説明をします。

○**横山企画課長** 活発なご議論をどうもありがとうございました。

では、最後にお時間を拝借して幾つかご報告をいたします。

まず本部会の第2回目の開催になりますが、こちらはご案内のとおり10月22日の火曜日となります。本日、主要課題の21まで終了いたしましたので、次は主要課題の22番から29番まで、また行財政運営について、こちらの点についてご審議をいただきます。時間は本日と同じように午後6時30分から2時間程度を予定してございます。場所はこちら本日と同様、シビックセンター24階の第一委員会室になります。

また今日もいろいろご意見いただきましたが、本協議会で審議できなかったこと、あるいはほかの部会に関する主要課題等につきまして、ご意見ございましたら、本日お配りをしております意見記入用紙をご活用いただきまして、11月6日水曜日までに事務局までご提出をお願いいたします。お寄せいただきましたご意見につきましては、所管課に伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。また、いただいたご意見につきましては本協議会の会議資料として公開

の対象となりますのでご了承ください。

それから本日配付しております資料についてはお持ち帰りをいただきます。また、次回の協議会でも使用いたしますのでお手数ですがご持参くださいますようお願いいたします。

ご参加いただきました本日の会議録につきましては、委員会の皆様に内容確認をしていただきますので、後日郵送またはメールにてお送りいたしますので、ご確認をお願いします。皆様の確認が終わり次第、区のホームページ等で公開をさせていただきますので、お願いいたします。こちらからのご説明は以上です。

○辻会長 その他、皆さんから何かありますか。よろしいですか。

それでは本日はここで閉会といたします。ありがとうございました。